

**廃棄物再生事業者の登録申請について**  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2関係)

1 登録申請に必要な書類

(1) 廃棄物再生事業者登録申請書

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(鹿児島県規則)第12号様式)

(2) 関係書類

①事業計画の概要を記載した書類(様式2)

②(ア)事業場の図面

(イ)事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図  
(施設及び設備の概況(様式3)を含む)

③[法人の場合]定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

[個人の場合]住民票の写し又は外国人登録証明書

④業務経歴を記載した書類

収集品目、収集先、再生製品、製品販売先、販売金額の月毎の経歴が明らかになるもの  
(様式任意、1年以上の経歴が必要)

⑤その他

○(法人の場合)直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(新規に事業を始める場合は資本金額を証明するものを提出すること。)

○(個人の場合)直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

○収集運搬施設一覧表(様式4)

○収集運搬・保管・再生施設写真(様式5)

○収集先・処分先名簿(様式6)

○役員及び従業員名簿(様式7)

2 提出部数及び印鑑

2部(1部はコピーでもよい。)

3 申請書類の受理

提出された申請書及び添付書類は、担当が預かります。

関係書類の形式を審査し、後日、受理・不受理の結果を連絡しますので、来庁してください。

受理の場合、申請書に登録手数料相当額の鹿児島県収入証紙(40,000円)を貼付してください。

4 登録証明書の発行

関係書類の内容を審査し、登録基準に適合するときは、登録証明書を発行します。

5 登録に関する留意事項

(1) 登録内容の変更

登録内容変更のときは、第13号様式で30日以内に届け出てください。

(2) 事業場の廃止・休止及び再開

事業場を廃止するとき、又は事業場の休止及び再開するときは第14号様式、所定の用紙を

届け出てください。

(3) 事業場が複数ある場合

事業場毎に登録申請が必要です。複数の事業場の登録を希望する場合、事業場の数だけ登録申請をしてください。

(4) 他の許可との関係

この登録を受けても一般廃棄物処理業許可，産業廃棄物処理業許可，再生資源取扱業許可等が不要になるわけではありません。営業を行うに当たっては，それぞれ必要な許可を受けてください。

(5) 登録することの意義

登録を受ける受けないは，事業者の自由です。登録がなくても営業はできます。  
なお，登録を受けると「登録廃棄物再生事業者」という名称を使用することができます。  
また，事業所税及び特別土地保有税の減免措置を受けられる場合があります。

6 問い合わせ先

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課リサイクル推進係 電話 099-286-2594

ファクス 099-286-5545

メール [recycle@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:recycle@pref.kagoshima.lg.jp)

廃棄物再生事業者登録申請書 <span style="float: right;">年 月 日</span>	
鹿児島県知事	殿  申請者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事 務 所 の 所 在 地	
事 業 場 の 所 在 地	
廃棄物の再生に係る事業の内容	
事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要	
廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料	
※事 務 処 理 欄	
備考 1 ※欄は、記入しないこと。 2 この申請書は、2部提出すること。	

## 登録廃棄物再生事業者変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

登録廃棄物再生事業者について、下記のとおり変更があつたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により届け出ます。

登録の年月日	年 月 日	
変更の内容	変 更 後	変 更 前
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	
※事務処理欄		

- 備考 1 ※欄は、記入しないこと。  
 2 この届出書は、変更があつた日から30日以内に提出すること。  
 3 この届出書は、2部提出すること。

## 登録廃棄物再生事業者休廃止等届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおりに登録廃棄物再生事業者に係る 事業場を廃止した 事業場を休止した ので、廃  
 休止した事業場を再開した  
 棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、関係書類を添えて届け出ま  
 す。

事業場の所在地	
登録の年月日	年 月 日
廃止、休止又は再開の年月日	年 月 日
廃止、休止又は再開の理由	
※事務処理欄	

備考 1 ※欄は、記入しないこと。

2 この届出書は、廃止、休止又は再開の日から30日以内に提出すること。

3 この届出書は、2部提出すること。

## 【関係法令】

### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

#### （廃棄物再生事業者）

第二十条の二 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

- 2 前項の登録に関して必要な事項は、政令で定める。
- 3 第一項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。
- 4 市町村は、第一項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

#### （廃棄物再生事業者の登録）

第十七条 法第二十条の二第一項に規定する廃棄物の再生を業として営んでいる者（以下「廃棄物再生事業者」という。）は、同項の登録（以下「登録」という。）を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
  - 二 事務所及び事業場の所在地
  - 三 廃棄物の再生に係る事業の内容
  - 四 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要
  - 五 廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料
- 2 前項の申請書には、事業場の図面その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

#### （登録）

第十八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、廃棄物再生事業者の事業の用に供する施設その他の事項が法第二十条の二第一項の環境省令で定める基準に適合しない場合を除いて、登録をしなければならない。

#### （登録証明書）

第十九条 都道府県知事は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより登録証明書を交付するものとする。

#### （変更の届出）

第二十条 登録を受けた廃棄物再生事業者（以下「登録廃棄物再生事業者」という。）は、第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

#### （休廃止の届出）

第二十一条 登録廃棄物再生事業者は、その事業場を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業場を再開したときは、三十日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

### (登録の取消し)

第二十二條 都道府県知事は、登録廃棄物再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- 一 その事業の用に供する施設その他の事項が法第二十条の二第一項の環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
- 二 前二条の規定による届出をしなかつたとき。

## ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

### (廃棄物再生事業者の登録基準)

第十六条の二 法第二十条の二第一項の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。
- 二 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。
  - イ 古紙の再生を行う場合にあつては、当該古紙の再生に適する梱包施設
  - ロ 金属くずの再生を行う場合にあつては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設
  - ハ 空き瓶の再生を行う場合にあつては、当該空き瓶の再生に適する選別施設
  - ニ 古繊維の再生を行う場合にあつては、当該古繊維の再生に適する裁断施設
  - ホ イからニまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあつては、当該廃棄物の再生に適する施設
- 三 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。
- 四 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 五 その他事業を適正に行うことができる者であること。

### (廃棄物再生事業者の登録)

第十六条の三 令第十五条第二項の規定による環境省令で定める書類は次のとおりとする。

- 一 事業計画の概要を記載した書類
- 二 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 三 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 四 個人である場合には、住民票の写し
- 五 業務経歴を記載した書類
- 六 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類

### (登録証明書)

第十六条の四 都道府県知事は、令第十七条の登録証明書に、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業場の所在地
- 三 廃棄物の再生に係る事業の内容
- 四 登録の年月日及び登録番号

(様式2)

## 事業計画書

法人にあつては 名 称 代 表 者 名		所 在 地
事業概要		
作業フロー（廃棄物発生から処理の方法、処分先に至るまでの作業工程を 廃棄物ごとに記入）		



(様式3)

### 施設及び設備の概況

保管 施設	飛散防止方法	
	地下浸透防止方法	
再生 に 供 す る 施 設	形 式	
	メーカー名	
	数量 (基)	
	能力 (t / 日)	
	構 造	
	設置事業場床面積	
	掘または外壁の材質及び高さ	
運 搬 施 設	種類及びメーカー名	
	最大積載量	
	数 量	
備 考		

(様式 4)

### 収集運搬施設一覽表

名 称	登録番号	積載量	所有者名	備考
総台数		台	積載総量	トン

(様式5)

収集運搬・保管・再生施設写真台帳

登録 番号		名称		最大 積載量	
(斜前方)					
(後前方)					



(様式7)

## 役員及び従業員名簿

氏名	職名	生年月日	住所	資格免許

\* 「資格免許」の欄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく資格を記載。

